

# 委託業務処理要領

## 1 空気環境測定

### (1) 測定時期

年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

### (2) 測定方法

#### ア 測定点

別紙図面上の20ポイント

#### イ 測定場所

測定点の居室の中央部において測定ワゴン車を用いて床上75～120 c mの高さで測定する。

#### ウ 1日の測定回数

1日2回測定することとし、1回目は始業時から中間時の適切な時点、2回目は中間時から終業前の適切な時点とする。

## 2 ねずみ昆虫防除

### (1) 実施時期

ア 防除作業 年2回（5月、11月）

イ 生息状況点検 年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

### (2) 実施方法

ア 駆除液等を噴射器により散布する方法とする。

イ 庁舎内すべての箇所とし、実施しない箇所についてはあらかじめ委託者から指示する。

ウ 駆除液等については、速効と残効を兼ね合わせたものを使用すること。

エ 人体に危険を及ぼす恐れのあるものは絶対に使用しないこと。

オ 機材の使用にあたっては、建物、工作物及び備品等を損傷しないこと。

## 3 水質検査

### (1) 実施時期

年2回（8月及び2月）

ア 1回目（8月）精密検査

省略不可11項目・重金属4項目・蒸発残留物1項目・消毒副生物12項目

イ 2回目（2月）一般検査

省略不可11項目

### (2) 測定方法

3階給湯室の飲料水及び温水蛇口の2箇所から取水し、厚生労働大臣が指定した者が管理基準に従って行うこと。

#### 4 給水槽・貯湯槽清掃

##### (1) 実施時期

年1回(8月)

##### (2) 清掃の対象物

ア 庁舎地下1階 受水槽 36m<sup>3</sup>

イ 庁舎地下1階 貯湯槽 1.5m<sup>3</sup>

#### 5 維持管理業務計画書の提出

契約締結後は、速やかに維持管理に係る各種業務の実施方法及び年間スケジュール等を定めた計画書を作成し提出すること。

#### 6 作業報告

作業後は、建築物管理報告書(別記第1号様式)を実施月の翌月10日まで提出すること。

この要領は、作業の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な部分で委託者が美観又は建物の管理上、必要と認めた作業は、委託者の指示に従って実施するものとする。